

令和7年3月28日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第181回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第181回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたらお手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押して、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、交通政策審議会の委員の任期満了に伴う委員の改選がございまして、海事分科会長から船員部会の委員として小西委員が指名されております。お配りしております資料2ページの委員等名簿をご覧くださいなのですが、船員部会長につきましては、船員部会運営規則第4条第1項に基づき、船員部会の委員による互選が行われ、加藤委員が部会長に選任されております。

また、船員部会運営規則第4条第2項に基づき、部会長は部会長の職務を代理する者をあらかじめ指名することになっており、加藤部会長より小西委員に部会長代理の指名がありましたので、併せてご報告いたします。

さらに、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。3月12日付をもって公益委員の石崎委員、藤田委員、河野委員がご退任され、今月から新たに公益委員として、石田委員、笹岡委員、山本委員が就任されました。

初めに石田委員、お手元のトークボタンを押していただき一言ご挨拶をいただければと存じます。

【石田臨時委員】 早稲田大学の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

続きまして、笹岡委員、カメラ、マイクをオンにいただき一言ご挨拶をいただければと存じます。

【笹岡臨時委員】 横浜国立大学の笹岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

続きまして、山本委員、トークボタンを押していただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【山本臨時委員】 法政大学の山本でございます。昨年の9月まで関東運輸局の船員部会で部会長をしていました。また、よろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

また、先月まで船員部会長をお務めいただき、3月12日付で部会長を退任されました野川忍様には、臨時委員として引き続き参加いただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は13ページもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。加藤部会長、司会進行をお願いいたします。

【加藤部会長】 前回の部会長の野川先生には及びもつきませんが、議事だけは遺漏なきよう進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議事に入ります前に、事務局からご報告がございますので、よろしくお願い申し上げます。

【堀審議官】 海事局審議官の堀でございます。資料はございませんけど、口頭でご報

告いたします。

昨年の１１月と１２月に、船員法、船員職業安定法の改正に関するご議論を船員部会で行っていただきました。海技人材の確保、それから船員行政のデジタル化、こういうようなテーマでございました。ご議論いただいた後、その内容も踏まえまして、今年の１月、海事分科会において法改正の諮問というのをさせていただき、答申をいただきまして、そして政府のほうで、船員法、船員職業安定法改正の作業を進めておりました。そして、たまたまなんですけど、本日、船員法等の一部を改正する法律案を閣議決定いたしまして、発表させていただきました。今後、国会に提出されまして、国会でご議論いただくということになるかと思いますので、必要な制度改正に向けて、海事局でもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

【加藤部会長】      いろいろとお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。議題１でございます。報告事項でございます。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の改正につきまして、事務局よりご説明をお願い申し上げます。

【杉山船員政策課課長補佐】      船員政策課の杉山と申します。本日はよろしくお願いいたします。

報告事項といたしまして、お手元の資料で言いますと、通し番号の５ページと６ページの２枚ものになってございます。

まず、１枚目の５ページからご説明をさせていただきます。労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要でございます。改正の趣旨のところにございますけれども、今般３本の柱がございまして、１点目がハラスメント対策の強化、２点目が女性活躍の推進、３点目が治療と仕事の両立支援の推進等の措置、こういったものを法律の改正をもって対策等を講じていくといったものでございます。

まず、前提といたしまして、法改正の手続から簡単に触れさせていただきますと、船員法ですとか船員職業安定法ですとか、国土交通省において専管で持っている法律、こういったものを改正するときには、先ほど審議官からもお話ございましたけれども、諮問・答申の手続を交政審の海事分科会や船員部会で行っているところでございますが、今回関係する法律、１枚目の１ポツ、２ポツ、３ポツそれぞれ括弧書きで書いてありますけれども、

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法につきましては、主管庁としては厚生労働省でありまして、国土交通省は共管しているといったような位置づけでございます。基本的には、国会審議なども主管庁となる厚生労働省の関係委員会でご審議が行われるといったこともありまして、船員部会での手続に関しましては、こういったものは従前から報告をさせていただいているということでございます。また、2ポツの女性活躍推進法につきましては、特段、国交省は共管という形で関与しているものではなく、厚生労働省所管法律でございますが、これは海陸関係なく適用されるといった整理となります。

改正の内容につきましては、次の6ページの方でご説明させていただきたいと思いますので、先に5ページの下の施行期日のほうからご説明させていただきます。まず、この法律の改正案でございますが、今月の3月11日、火曜日に閣議決定が行われておりまして、しかるべく、今通常国会において、厚生労働省関係委員会においてご審議が行われるものと思われま。その後、無事に成立した暁には、施行期日のところにありますが、原則といたしましては、公布の日から起算して1年6月以内に政令で定める日から施行すると。括弧書きでただし書きがございますけれども、一部の内容につきましては、公布日、あるいは令和8年4月1日から施行するものも含まれているということでございますので、この点、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、具体的な改正内容でございます。次の6ページをご覧くださいと思います。先ほど3本の柱がございますということで、まず、1点目の大きな柱はハラスメント対策の強化でございます。こちらにつきましては、昨年12月に中間取りまとめを行いました海技人材検討会の中でも、陸上の方でハラスメント対策の議論が行われている関係で、船員も陸上の対策に漏れなく同様の措置を講ずるといったような記述もございまして、その関係でございます。

まず、①のカスタマーハラスメント対策と②の就活等セクシュアルハラスメント対策でございます。内容につきましては、基本的にはハラスメント対策ということで、同じようなことが書いてありまして、ポイントといたしましては、まず国でございますけれども、①の方で申しますと、カスタマーハラスメントの発生防止、その対応を適切かつ有効に実施するための指針の策定ということで、この指針につきましては、法令上では告示の策定ということになります。その下の事業主、国民、一般の関心と理解を深めるための広報活動、啓発活動、こういったものを国の責務として行うということでございます。事業主の方、その下でございますけれども、労働者から海の世界では船員ですが、その相談に応じ、

適切に対応するために必要な体制の整備を義務づけるということ。2点目といたしまして、カスタマーハラスメントに対する関心、理解の深化ですとか、労働者に対する現状に必要な注意を払う努力義務が掛かるということでございます。

また、最後にその下、顧客等でございます。これはカスハラを行う側ということでございますけれども、簡単に例えるならば、旅客船のお客様が該当するといったようなことでございますけれども、こういったハラスメントに対する関心と理解の深化ですとか労働者、あるいは船員に対する言動が労働者の就業環境を害することのないよう必要な注意を払う努力義務というのが掛かるということでございます。

次に、②就活等セクシュアルハラスメントの対策でございますけれども、国ですとか事業主の対策につきましては、①のカスタマーハラスメントと同様なことが盛り込まれることとなっております、その下の労働者のところだけが①の顧客等と少し変わるところでございますけれども、就活等セクハラに対する関心と理解の深化、就職者に対する言動に必要な注意を払う努力義務が掛かるということでございます。

こちらの一連のハラスメント対策につきましては、既に現行の法令の中で、パワーハラスメントですとか、セクシュアルハラスメントですとか、マタニティーハラスメントといったものが既に制度化されておまして、こちらに記載のあるような同様の対策が既に講じられているといったようなことでございますので、簡単に申せば、ハラスメントの中の項目が今回、増えるといったようなことをご理解いただければと思います。

続きまして、その下の女性活躍の推進、女性活躍推進法の関係でございます。その下は技術的な話でございますけれども、この法律、有効期限がありまして、時限立法と申しますが、10年間の期限が付されておりますので、今般の改正によりまして、さらに10年間延長するといったようなことが1点目としてございます。

その下の講ずる措置の概要でございます。こちらも主立ったところ、かいつまんで申しますと、男女間、賃金差異及び女性管理職比率の情報公表、こういったものが義務として、現行でも課されているわけでありまして、今般の改正によりまして、これまで30人以上がこういった情報公表の義務対象であったものが、10人以上に下げられるといったことで、その対象が拡大されるといったようなことでございます。

その次に、政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置づけるといったことすとか、その下の④でございますけれども、女性活躍の推進に関する取組が特に優秀な事業主に対する特例認定制度というのがござい

して、プラチナえるぼしと呼んでおりますけれども、その認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する措置の内容を公表するといったようなものがプラスになりますので、こういった今般の措置によりまして、公表している事業主様にとってはプラチナえるぼしの獲得に向けて、若干認定要件が広がるといったようなことになろうかと思えます。

これはご参考までですけれども、プラチナえるぼしというものを認められると、何か良いことがあるのかという点でございます。簡単にご紹介いたしますけれども、例えば会社案内ですとか名刺、ホームページ、求人票などにロゴマークにて付すことにより、PRすることが可能になるといったようなことでございます。こういったことを講ずることによりまして、優秀な人材の確保ですとか企業イメージアップが期待されるといったこと。他には、例えばですけれども、公共調達の関係で、企画競争とか総合評価落札方式というのが調達制度の中でございますけれども、こういった何社か応募してきたときに、点数で評価いたしまして、一番得点を獲得したものが落札するという方式が存在しますけれども、そういったものの加点評価の対象にプラチナえるぼしに認定されているということが加わるといったようなことになっております。簡単ですが、ご参考までにご紹介させていただきます。こういったことを、女性活躍の推進法の改正によりまして措置をするといったようなことでございまして、こちらは資料にもございますとおり、先ほど少し触れましたが、特に陸上労働者、船員の分け隔てなく適用される法律でございますので、船員について、こちらにも資料の右側のほうに書いてありますが、特に読替規定等はございませんので、共通で掛かるといったようなことでございます。

あと1点補足いたしますと、そういった意味では、構ずる措置の概要の①でございますけれども、女性管理職比率でございますが、こちら陸上職の管理職比率のことを指しておりまして、301人以上が101人以上になる点、陸上労働者と船員の合算の数値であることを補足させていただきます。

3点目、最後の柱になりますけれども、治療と仕事の両立支援の推進ということでございまして、少子高齢化ですとか労働生産性人口の減少などの課題に向き合うためには、しっかりと、お体の具合が悪くなってしまった場合でも治療しながら並行して仕事も両立することが重要といったようなこともございます。こういったことから、陸上のほうは労働施策総合推進法の改正を行いまして、今般、こちらに2行ほど書いてありますけれども、努力義務が課されるといったようなことでございます。船員の枠組みといたしましては、

こういった話は船員労働安全衛生規則で、これまでも対策を講じているといったようなこともありますので、今回は当省で所管している省令のほうで、同等の措置を講じる予定としております。

最後に、今後の進め方でございますけれども、一旦法律のほうは、本日の船員部会で報告させていただくということでございまして、無事に法案が成立した後、先ほども触れましたが、指針に関しましては、告示の制定が必要になりますので、そういったところの船員部会における諮問・答申手続、あるいは、今先ほど申しました船員労働安全衛生規則の改正という話になりましたら、そちらも併せて、部会のほうで諮問・答申という形で内容をお諮りすることになるかと考えておりますので、またその際は、あらためて、この場でご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

【加藤部会長】      どうもありがとうございました。本件でございますが、ご質問ございましたら、お願い申し上げます。では、遠藤委員お願いします。

【遠藤臨時委員】      遠藤です。よろしくお願いいたします。ご説明ありがとうございました。通しページの6ページのハラスメント対策の強化のカスタマーハラスメント対策ということで、これから指針の策定という話がございましたけれども、加害者に対してどのように抑止をしていくかというところが、ここが非常に重要になってくるのではないかと考えております。

特にカスハラを受けた被害者はメンタル面が非常に傷ついて、離職せざるを得ない状況までなるケースも多く見られるわけでありまして、そういった観点から、加害者に対して、どのような形で効果的に抑止できていくのかというところを盛り込んで策定していただきたいと思います。以上です。

【加藤部会長】      ありがとうございます。いかがですか、事務局。

【杉山船員政策課課長補佐】      ご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

こちらの法律の立て付けといたしましては、今もお話ございましたけれども、被害に遭われた海の世界では船員さんになるわけでございますけれども、そういった方の心のケアですとか、そういったところのサポートを事業主に関しましてはしっかり行ってくださいといったようなことが主たる指針の内容になろうかと思います。また、加害者となり得る顧客等に関しまして、今回、理解ですとか理解の深化ですとか、しっかり努力義務ですが

対応くださいといったようなことも盛り込まれることではございますけれども、例えば民事とか刑事とか、そういった話までに発展してしまうとなると、この法律で対策を講じるというよりは、警察関係ですとか、そういったところの法律によって加害者が適切に処分といえますか、処罰される方向になるのかなと考えております。

私からは以上でございます。

【加藤部会長】      いかがですか。遠藤委員、よろしいですか。

【遠藤臨時委員】      はい。

【加藤部会長】      そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございますね。

それでは、次に移らせていただきます。議題2の審議事項でございます。船員派遣事業の許可についてでございます。本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項でございます。公開することによって、当事者などの利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係者の方をはじめ、関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退出をお願いしたいと思います。

(非公開・関係者以外退室)

【加藤部会長】      本日意見を求められました諮問につきまして、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可につきまして、許可することが適当であるという結論とさせていただきます、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【加藤部会長】      ありがとうございます。

これで、本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。遠藤委員。藏本委員、お願いしましょうか。

【藏本臨時委員】      内航総連の藏本です。本日の議題ではございませんが、先月の議題育児・介護休業法の改正に伴う件に関して質問してよろしいでしょうか。

【加藤部会長】      よろしいですか、事務局。じゃあ、お願いいたします。

【藏本臨時委員】      先月も申しましたが、この改正に対して異論を申し上げるつもりは全くございません。

ただ、内航の船員不足と予備員率の現状を具体的にお示ししながら、現実的にこれがすぐ対応できるかどうかというのは非常に懸念されるところです。さらに罰則規定はないも



の、求人票の受付は停止するというようなお話も聞いております。柔軟な働き方を実現するための措置として示されている幾つかの例文がございますが、海上労働の特殊性を考えると、いずれも選択できるようなものが少ない。もしあるとすれば、養育両立支援休暇付与、年10日、これが一番、現実的に我々が対応できるものと思われませんが、実際には2つ以上の選択をすべきものになっています。国交省令で定めるもののの中に幾つか我々として加えていただきたい、具体的お願いをさせていただいていると思います。

前回、5月ぐらいまでに具体例を検討するという回答は頂きましたが、実際に各団体とどのような交渉をされているのか、今後の打合せに対してどのように調整をされていくのか、現状含めたスケジュール感をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【加藤部会長】      今の省令の対応ですよね。お願いしていいですか。

【杉山船員政策課課長補佐】      事務局の船員政策課、杉山と申します。今、ご質問いただいた点につきまして、当初、先月の船員部会でも10月の2次施行分の省令改正に向けて、十分に労使の皆様と調整させていただきながら進めさせていただきますとご回答させていただいたところでございます。

本来であれば、早速3月から調整を進めるといったようなことも考えておりましたが、こちらの事務局側の都合で大変申し訳なく思いますけれども、改正法案の作業が若干想定以上となりました関係で、そちらを優先せざるを得なかったという事情もございましたので、今後、速やかに調整は進めさせていただくこととしております。したがって、藏本委員からのご質問、今どういった調整状況で進めておるのかといった点につきましては、まだ調整が進められていないということになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【加藤部会長】      よろしゅうございますか。今の事情でということでございますが。できるだけ早くご対応いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤臨時委員】      よろしく申し上げます。先般、船舶法施行細則の一部を改正する省令案ということで、令和7年3月11日から意見募集についてということでパブリックコメントにて意見の募集がなされております。この内容を見ると、背景、概要というのが書かれておりますけれども、実際、この文章から、どういった改正を行うのかというのが非

常に不明確でありまして、その辺、実際どういった意図があるのかというのも省令案では読み取れないので、その辺、何かあるのであれば説明いただきたいと思います。

【加藤部会長】 これはどなたになりますか。堀さんでいいですか。じゃあ、堀審議官、お願いいたします。

【堀審議官】 ご質問ありがとうございます。審議官の堀です。

私自身、直接の担当ではないので詳細は申し上げづらいんですけども、船舶法施行細則において、パブリックコメントをさせていただいている改正というのは、いわゆる船舶法の特許、カボタージュの特許の仕組みがあるんですけども、特許の出す、出さないの予見可能性を高めるというような趣旨で省令の条文を改正するというふうに承知しております。

具体的に、どの条文がどうこうというのは私自身把握しておりませんので、申し訳ないんですけども、これ以上、この場でのご説明は難しいです。

以上です。

【加藤部会長】 追加説明をもらいますか。よろしいですか。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 今、予見可能性を高めるという趣旨もありましたけれども、こういった非常に不明瞭で全然全く読み取れないですし、こういったところで予見可能性というところを言っているのかというのが全くもって理解もできません。特許の申請の話もありましたけれども、特許を出しやすく、利用しやすいような形で省令案が出されているのであれば、これは非常にカボタージュ規制の緩和そのものではないかということで、非常に問題だと思っております。

そういった観点から、パブリックコメントに今回付されております、政府の施行規則の一部改正、こういったところには反対ですし、カボタージュ規制への風穴を開けることにもつながってくると思っておりますので、こういったところについても断固反対だということを表明いたします。以上です。

【加藤部会長】 分かりました。議事録のほう、お願いしたいと思います。

何か堀審議官ございますか。

【堀審議官】 ご発言はもちろん担当課に伝えます。ただ、私が聞いているところによりますと、緩和するものではないと聞いておりますので、カボタージュを我が国として堅持していくというのは当然だと思っております。念のため、申し上げておきます。以上です。

【加藤部会長】 ご懸念ございましたので、そのところはよく説明していただいて、ご懸念ないようにお願いしたいと思います。いかがですか、遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 それであれば、何も省令改正する必要ないので、だからそういったところをやるというから危惧しているということを申し上げているわけです。

【加藤部会長】 いかがですか。

【堀審議官】 ご意見しっかり担当に伝えます。

【加藤部会長】 担当課にお伝えいただいて。

【堀審議官】 分かりました。

【加藤部会長】 誤解のないようにお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。じゃあ、大山委員、お願いします。

【大山臨時委員】 海員組合の大山です。今の遠藤委員の意見をしっかり担当課にお伝えいただけるということですが、私は外航担当ですので、パブリックコメントの説明書きにカボタージュ規制という括弧書きがついていたりするので、当然ここは関係してくるんだろうなということで、こちらの緩和にほかならないのかなと私も思っているところです。

それから、また概要のところで、国土交通大臣が必要ないと認めるときはという書きぶりですが、必要ないと認める基準は一体何なのか。単純に海外の船が、そういった日本の海域で作業しやすいように緩和するというようにしか読めないのが、当然カボタージュ規制はしっかり守っていくというのは国土交通省のお考えだと理解していますが、国土交通省以外の思惑も入っているんじゃないかなというところもありますので、カボタージュ規制の堅持はしっかりとしていただきたいというのと、もう一つは、外航船が日本国内で就航できるような特許を出されてしまうと、内航海運にも影響を当然しますし、それから外航船員の職域にも影響してくるでしょうし、外国人の日本籍船への就労、そういった基準にも変な影響が出てくると、これまでしっかり守ってきた船舶、外国人船員配乗のそういった規律が乱れてしまうということも懸念されますので、とにかくカボタージュ規制をしっかり守っていくんだということを念頭に、ご対応いただきたいと重ねてお願いいたします。

【加藤部会長】 よろしゅうございますか。では、そこを担当課も含めてしっかりご議論いただきたいというご意見でございますので、記録のほう、よろしく願い申し上げます。

鈴木委員、お願いいたします。

【鈴木臨時委員】 海員組合、鈴木です。私も当然カボタージュ規制を堅持していただけるという認識でおりますが、まずは、立ち位置なんですけど、例えば今回みたいな、非常にある意味、重要な件を、例えば船員部会に係らず、もういきなりパブリックコメント、これはいかがなものかなと思います。少なくとも何らかのことで、例えば時間が間に合わないのであれば各委員に連絡をするとか、こういうものが出ますよということを言っていたかないと、例えば前回開催時もそうですし、今回も提案にもなっていないわけです。そういう意味ではこの部会は何を検討する場なんですかということになります。まずは、ある程度、船員に関わる部分、重要な部分は、少なくとも船員部会の中であらかじめこういうことがありますよということ、パブリックコメントをかけるということはオープンするわけですから、私たちに少し早く言ってとか、説明していただいてもいいと思います。秩序としていかがなものかということです。

それで、こういった形で期間が決められていて、公募期間も書いてあるんですが、この中には、例えば広く国民から意見を受けて、担当局によって検討して本件に反映させることもあると書いてある。実際問題、そんな反映させられるような期間があるんですかということで、無理無理な感じがします。そういうことであって、私どもとしては懸念せざるを得ない。

それと、もう一つは、事業者の予見可能性。予見可能性とはなんですか。もうはっきりいうと、事業者の方々の恣意的な発想で済んじゃうんじゃないんですかと。もう少し根本的な理論はどこにあるんですか。

そういうところが具体的になるのかどうかとか、予見可能性ということになると、皆さんとしては、鉛筆なめなめ、こんな具合でいいんじゃないの、これが予見していますよと、何年先か分からないし、許可を得るまで分からないけど、こんな程度だと考えていますよと、根拠はどこにあるんですかということも曖昧になってしまうわけです。

ある意味では、省令を改正してしっかり手続きを明確にということであれば、もっと的確に基準だとか、そういうところにも踏み込んでやるとかということも、予見可能性という曖昧な言葉が独り歩きして、何でも予見可能性ですよ。明日地震があるかもしれないけど、これは予見可能性ですよ、何年か後にあると出ているでしょうということと全く変わらないので、そういう部分で曖昧な表現。それよりも、まずは私たちが一番心配しているのはカボタージュ規制を堅持すると、国土交通省さんがそういうふうに思っているんだ

ったら、そういう中でどうするべきか、予見可能性ができるんだったら、カボタージュ規制を緩和しなくていい方法を考えてくれればいいわけの話ですから。

ですから、そういう部分もあるので、ここの船員部会の場合でもっとオープンに話し合う、もしくは説明をしていただく時間を取っていただいてもよかったんじゃないかなと思っております。以上が意見でございます。

【加藤部会長】 堀審議官、いかがでしょう。

【堀審議官】 ありがとうございます。

【加藤部会長】 手続論。

【堀審議官】 船員部会でご報告すべきものであるかどうかというのは、またよく考えさせていただきたいと思います。全く関係ない、全然関係ないと言うつもりはもちろんないんですけども、どういうものを船員部会でご報告すべきかというようなことを、事務局で頭の整理をさせていただければと思います。いずれにしても、カボタージュ規制は、先ほど申し上げたとおりでございますので、あと必要なことは担当課にも伝えた上で、皆様、委員の方々のご意見というのはしっかり伝えたいと思います。以上です。

【加藤部会長】 いかがですか。よろしゅうございますか。

では、今のご意見、お三方のご意見、それから今の担当課へ伝えていただくということをぜひお願いいたします。

そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【加藤部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第181回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席賜りありがとうございました。

— 了 —